

## 島本町国民健康保険条例の一部改正について

### ○改正の概要

1 国民健康保険料の軽減判定所得を次のとおり拡大する。

ア 5割軽減対象所得

(現 行) 43万円 + 29万円 × 被保険者数

(改正後) 43万円 + 29万5,000円 × 被保険者数

イ 2割軽減対象所得

(現 行) 43万円 + 53万5,000円 × 被保険者数

(改正後) 43万円 + 54万5,000円 × 被保険者数

2 保険料賦課額の端数処理は、切捨てとすることを規定する。

令和6年度からの大阪府保険料完全統一に合わせて明記するもの。

運用は従来どおり。

### ○施行期日

令和6年4月1日